

**改正**

平成30年3月30日規則第11号

令和3年3月31日規則第19号

令和3年6月30日規則第39号

令和4年2月10日規則第3号

令和6年3月26日規則第16号

長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第3条** 条例第12条第2項の規則で定める支払は、条例第13条第1項から第3項までに掲げる支払とする。

(支払の受領等)

**第4条** 条例第13条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 機能訓練、生活訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、機能訓練、生活訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）第19条第3項第3号ロに規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、基準省令第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

**第5条** 長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第18号。以下「障害者支援施設基準規則」という。）第4条から第9条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、障害者支援施設基準規則第4条中「条例第10条第3項」とあるのは「長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第48号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第25条におい

て準用する条例第10条第3項」と、同条第8号イ中「職員等」とあるのは「従業者等」と、障害者支援施設基準規則第5条の見出し中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第1項中「条例第11条第1項第3号」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第11条第1項第3号」と、同条第2項中「条例第11条第2項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第11条第2項」と、「職員」とあるのは「従業者」と、「は、次に」とあるのは「は、次の各号（第1号を除く。）に」と、同項第3号中「いい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする」とあり、及び同項第13号中「いい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする」とあるのは「いう」と、同条第4項中「職員（施設長を除く。）」とあるのは「従業者」と、同条第5項中「条例第11条第3項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第11条第3項」と、「職員（施設長、）」とあるのは「従業者（）」と、同条第6項中「条例第11条第7項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第11条第7項」と、障害者支援施設基準規則第6条中「条例第18条第10項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第18条第10項」と、障害者支援施設基準規則第7条中「条例第24条第1項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第24条第1項」と、障害者支援施設基準規則第8条中「条例第34条」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第34条」と、障害者支援施設基準規則第9条中「条例第38条第2項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第25条において準用する条例第38条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

（書面に代わる方法等）

**第6条** 条例第26条第1項に規定する規則で定めるものは、同項に規定する書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

2 条例第26条第2項に規定する規則で定める方法は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）とする。

（補則）

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第5条において準用する障害者支援施設基準規則第4条第2号の規定を適用する場合においては、同号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

3 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）又は指定知的障害者更生施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条において準用する障害者支援施設基準規則第4条第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

4 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用

を受けているもの又は指定知的障害者更生施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条において準用する障害者支援施設基準規則第4条第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条において準用する障害者支援施設基準規則第4条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

6 平成18年10月1日前から存する指定知的障害者更生施設において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第5条において準用する障害者支援施設基準規則第4条第8号の規定を適用する場合においては、同号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。

7 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条において準用する障害者支援施設基準規則第4条第8号の規定は、当分の間、適用しない。

#### 附 則（平成30年3月30日規則第11号抄）

##### 改正

令和3年3月31日規則第19号

令和4年2月10日規則第3号

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則第6条及び第7条に規定する指定障害者支援施設については、第2条の規定による改正後の長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 附 則（令和3年3月31日規則第19号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則附則第7項及び第8項の改正規定並びに第8条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年6月30日規則第39号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。(後略)

**附 則** (令和4年2月10日規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年3月26日規則第16号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。